

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 101 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
（ニュース映画用のフィルム等の無条件免税） 14—20 法第 14 条第 17 号の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。 （省略） 「ニュース用のテープ（録画済のものに限る。）」とは、上記(1)と同様の範囲の内容と目的とを有する録画済のテープであつて、法別表第 <u>8523.29</u> 号に該当するものをいう。	（ニュース映画用のフィルム等の無条件免税） 14—20 法第 14 条第 17 号 <u>《ニュース映画用のフィルム等の無条件免税》</u> の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。 （同左） 「ニュース用のテープ（録画済のものに限る。）」とは、上記(1)と同様の範囲の内容と目的とを有する録画済のテープであつて、法別表第 <u>8524.23</u> 号に該当するものをいう。